

軽井沢町家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可等
の手續に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、同法第34条の15第2項の認可及び同条第7項の承認（第6条において「認可等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請等)

第2条 府令第36条の36第1項の規定による申請は、家庭的保育事業等（乳児等通園支援事業）認可申請書（様式第1号）により行うものとする。
2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、町長に協議するものとする。

(認可の通知)

第3条 町長は、児童福祉法第34条の15第5項の認可をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(認可事項の変更の届出)

第4条 府令第36条の36第3項及び第4項の規定による届出は、家庭的保育事業等（乳児等通園支援事業）認可事項変更届（様式第2号）に、当該変更する認可事項に関する書類であって、町長が別に定めるものを添付して行うものとする。

(廃止又は休止の承認申請等)

第5条 府令第36条の37第1項の承認の申請は、家庭的保育事業等（乳児等通園支援事業）廃止（休止）承認申請書（様式第3号）により行うものとする。

2 前項の申請をしようとする者は、あらかじめ、町長に協議するものとする。

3 町長は、第1項の申請があったときは、児童福祉法第34条の15第7項の承認をするかどうかを決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、認可等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。